高知県小規模園芸農地集積支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県小規模園芸農地集積支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的）

第２条　県は、農地中間管理事業を活用して園芸品目の生産を支える担い手の規模拡大及び収益性の向上を促進するため、高知県小規模園芸農地集積支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、市町村（以下、「補助事業者」という。）が事業の実施に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象経費及び補助率）

第３条　前条に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表第１に定めるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第４条　補助事業者が、補助金の交付を申請しようとするときは、別記第１号様式による補助金交付申請書及び別記第１号様式の２による誓約書兼同意書を知事に提出しなければならない。

（補助の条件）

第５条　補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

（１） 補助金に係る法令、規則、要綱、要領等に従うこと。

（２） 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（３） 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、これらの収入及び支出についての証拠書類を補助金の交付を受けた年度の翌会計年度から起算して５年間整備保管すること。

（４） 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、別表第２に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（５） 県税の滞納がないこと。

（６） 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して、前各号の条件のほか、別表第３に掲げる県に対する税外未収金債務の滞納がないことを条件に付さなければならないこと。

（補助金の交付の決定）

第６条　知事は、第４条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、その適否を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

２　知事は、前項の規定による補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、別に交付の条件を付すことができる。

（補助事業の変更等）

第７条　補助事業者は、次の各号に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、事前に別記第２号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

（１） 補助事業に要する経費の増額又は30パーセント以上の減額

（２） 補助事業の中止又は廃止

２　知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

（補助金の概算払の請求）

第８条　補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づく概算払の請求をしようとするときは、別記第３号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（実績報告等）

第９条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了の日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して１月以内又は補助事業実施年度の３月31日のいずれか早い日までに別記第４号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第10条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定する。

２　知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

（補助金の交付の決定の取消し等）

第11条　知事は、次に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全額若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（１）補助事業者が規則、この要綱等の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。

（２）補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。

（３）補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（４）補助事業の実施が著しく不適当であると認められたとき。

（５）補助事業者、間接補助事業者等が別表第２に掲げるいずれかに該当することが判明したとき。

（情報の開示）

第12条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（委任）

第13条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成31年３月19日から施行する。

附則

１　この要綱は、令和３年３月23日から施行する。

２　この要綱は、令和６年５月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第５条第３号、第11条及び第12条の規定は、同日以降もなお効力を有する。

別表第１（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助事業者 | 補助対象経費 | 補助率 |
| 市町村 | 市町村が実施要領に基づき、補助対象者に対する補助金の交付に要する経費 | 定額ただし、補助単価は次に掲げる金額を上限とする。20千円／10アール |

別表第２（第５条、第11条関係）

１　 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

２ 　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

３ 　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

４ 　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

５ 　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用してい

るとき。

６ 　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

７　 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

８　 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

９　 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

10 　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してい

るとき。

別表第３（第５条関係）

|  |
| --- |
| 対象となる税外未収金債務 |
| 中小企業高度化資金貸付金 |
| 産業パワーアップ融資 |
| 中小企業設備近代化資金貸付金 |
| 農業改良資金貸付金 |
| 林業・木材産業改善資金貸付金 |
| 沿岸漁業改善資金貸付金 |